

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 4 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

地域において必要な患者に PCR 検査を適切に実施するための体制整備について

今般、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）について、今後、患者数がさらに増加すること等を踏まえ、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」が保険適用される。これを受け、今後、民間の検査機関の検査能力の向上が図られる見込みであるが、当面、患者の増加等により検査の需要が逼迫することも想定される。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかる地域の体制整備として必要な事項を下記の通りとりまとめたので、御了知の上、関係各所への周知のほどをお願いする。

記

1 都道府県における調整の趣旨について

- 3月6日より保険適用となる「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」（以下「PCR 検査」という。）については、これまで行政検査として実施している検査と同様の趣旨で行われることを踏まえ、従前の行政検査と同様に取り扱うこととしている。（令和2年3月4日健感発 0304 第5号「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」参照）
- 現行、外来では、帰国者・接触者外来の医師が PCR 検査の必要性を判断し、保健所に相談の上、行政検査を行うこととなっているところ、今後は、これに加え、行政検査の一環として、保健所への相談を介さずに、帰国者・接触者外来等の医師が都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という）から委託を受けた医療機関（以下「PCR 検査可能な医療機関」という。）や民間検査機関へ PCR 検査を依頼することが可能となる。

- このため、都道府県においては、行政検査（医療機関等への委託によるものを含む。）を適切に実施する観点から、域内の体制整備の状況等及び効率的に検査を実施するための方針を関係者で認識を共有し、帰国者・接触者外来を有する医療機関を含む関係機関で取り扱いを共通にしておくこととする。（別添「地域において必要な患者に PCR を実施する仕組み」を参照）

2 都道府県における調整の方法について

- 都道府県においては、PCR 検査の実施体制の把握・調整等を円滑に行うため、例えば、関係機関が集まる会議体を設置し、その場で調整することが考えられるが、域内の実情に応じて適切に関係機関が連携をとれる体制を適切に整えることとする。なお、当該調整は、保健所設置市、特別区も含めて都道府県を区域として調整を行うこととする。
- 都道府県において、会議体を設置する場合には、例えば、以下のようなことが考えられる。なお、会議体を設置しない場合であっても、以下の①の関係者と②及び③の事項について、域内の状況把握・関係者調整を行うこととする。

①参加者の例

医師会、病院団体、感染症指定医療機関、地方衛生研究所、衛生検査所協会、帰国者・接触者外来を設置している医療機関 など

②把握すべき事項

- ・域内における PCR 検査実施可能機関（医療機関等）の把握
- ・各機関における一日あたりの PCR 検査可能件数（都道府県の域内で把握できるもの）（今後、実施機関及び可能件数が変化した場合にはその都度把握する。）

③調整すべき事項

②で把握した各機関の PCR 検査可能件数を踏まえた域内における PCR 検査を効率的に実施できるよう対策・方向を検討し、帰国者・接触者外来を有する医療機関を含め、域内の関係者で調整すること。（別添「PCR 検査リソースの効率運用の例」を参照）

- 都道府県は、上記②の事項について、別表様式 1 の通り、厚生労働省へ報告するものとする。また、②の事項について変更があったときはその都度、厚生労働省へ報告する。
- 都道府県又は都道府県から調整業務の委託を受けた機関（以下「調整機関」という。）は、会議体等で定めた方針に基づき、域内の各機関における受診者の偏り等により、受診者が PCR 検査を受けることができない等の状態とならないよう、必要に応じて会議体等も活用しながら調整を行う。

具体的には以下のような業務を実施する。

- ① 厚生労働省から示された民間検査機関における検査可能件数を把握し、帰国者・接触者外来を有する医療機関等へ情報提供
- ② PCR 検査可能な医療機関における検査受付可能件数に達した旨の連絡を受付
- ③ 地方衛生研究所の検査受付可能件数を把握し、可能な場合には、帰国者・接触者外来を有する医療機関等へ紹介

3 厚生労働省における調整等について

- 厚生労働省は、広域で対応する検査実施可能体制を有する民間検査機関の検査可能件数を把握し、都道府県へ情報提供する。
- 厚生労働省は、以下の2点について、都道府県からの報告を受けて把握する。
 - ① 都道府県からの PCR 検査実施可能件数
 - ② 都道府県における PCR 検査実施状況
- 都道府県は、域内における PCR 検査の実施可能数を超える受診者が発生した場合には、厚生労働省へ相談すること。厚生労働省においては、上記3により把握した状況に鑑みて、相談を受けた都道府県の近隣の都道府県等における PCR 検査の実施可能状況を提供する等、可能な限り各都道府県における実施体制にかかる助言等を行うこととする。
- その際、厚生労働省において、
 - ・広域的な検査実施可能体制を有する民間検査機関と調整し、可能な民間検査機関がある場合には、協力依頼し、上記相談があった都道府県に対して PCR 検査実施可能数等を情報提供
 - ・国立感染症研究所における検査実施可能状況を確認の上、必要に応じて厚生労働省から国立感染症研究所へ協力依頼を実施などを行う。

以上

(別表様式 1)

○域内での対応可能量 (変更があった場合にはその都度報告をお願いします)

自治体名	
記入日	月 日現在

(総括票)

区分		施設数	持続的に検査可能な 1日あたりの検 体数
1	PCR検査可能な医学部・医科大学及び附属病院		
2	PCR検査可能な医療機関 (区分1以外)		
3	地方衛生研究所・保健所		

(施設票)

施設名	施設の区分 (総括票の 区分1, 2, 3のいずれ か)	検査開始日 (月/日)	持続的に検査可能な 1日あたりの検体数	他施設から の検体受け 入れの可否 (可、否)

地域において必要な患者にPCR検査を実施する仕組み

保険収載されたPCR検査も含め、行政検査の委託として行われることを踏まえ、都道府県等において、民間医療機関も含めた円滑なPCR検査の実施体制を整備する必要がある。

厚生労働省

- ・広域で対応できる民間検査機関の実施可能状況のとりまとめ
- ・都道府県からの報告の集計

- ・都道府県からの相談に応じ、広域での空き状況等について情報提供
- ・実績のとりまとめ・公表

PCR検査実施機関(本社)等

(都道府県内のみを対象とした施設を除く)

検査可能件数の報告
実績報告・相談

広域での空き状況の情報提供

都道府県感染症所管部局

- 域内におけるPCR検査を実施できる機関(医療機関等)／各機関の一日あたりのPCR検査可能件数の共有
- 域内で調整困難な場合には厚生労働省へ相談

関係者による会議体

- 域内で効率的に検査を実施するための方向性の検討・関係者間での共有
- 検査を行う機関への依頼の偏り等の調整を行う機関の決定

(構成員(例))

- ・医師会、病院団体、指定感染症医療機関、地方衛生研究所、衛生検査所協会
- 帰国者・接触者外来を設置している医療機関 など

調整機関(都道府県から委託された機関/都道府県)

都道府県の域内において、検査を最適に実施するため、機関間の調整を実施

検査可能件数の状況報告

検査可能な機関の紹介

検査を行う機関

民間検査機関※

PCR検査可能な
医療機関

地方衛生研究所

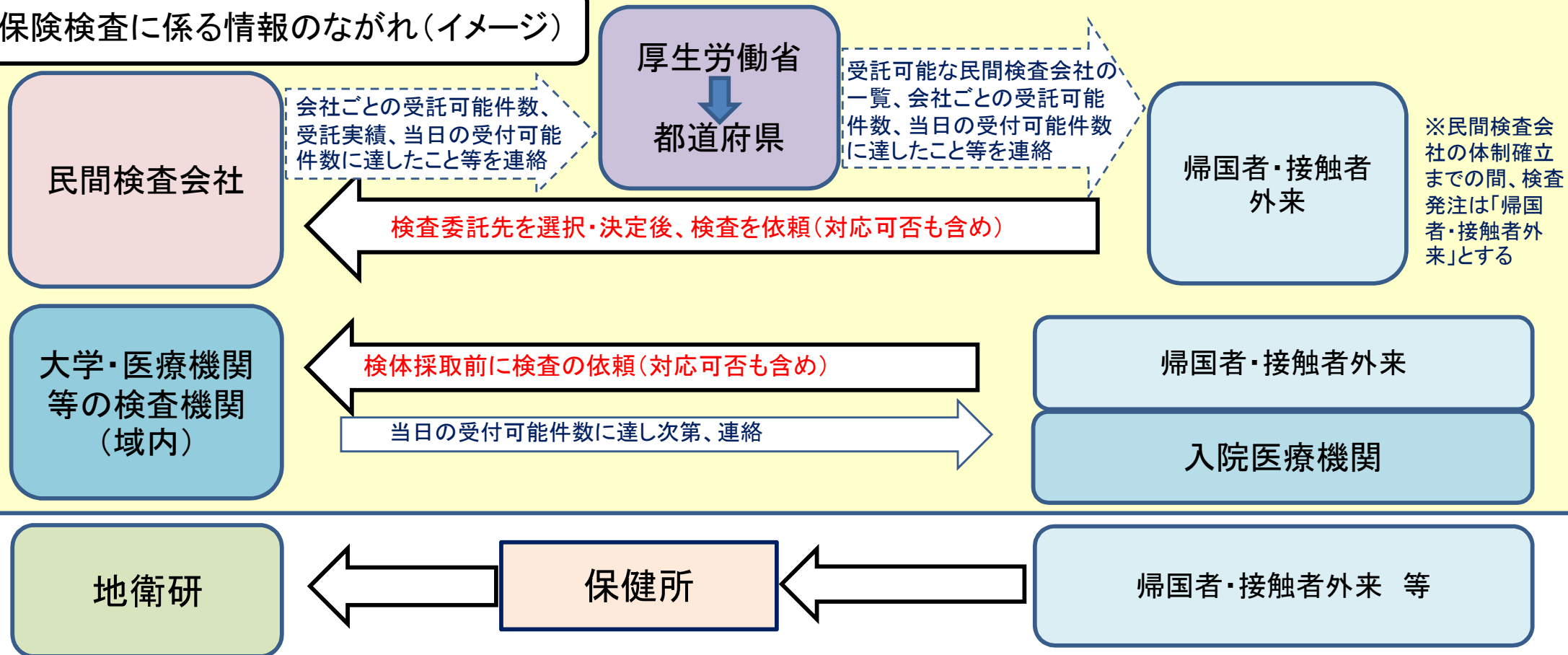
帰国者・接触者外来等

保健所

PCR検査リソースの効率運用の例

PCR検査の保険適用に際し、民間検査会社等のキャパシティを最大限に活用する必要がある。以下に考えられる情報のながれの一例を示す。

保険検査に係る情報のながれ(イメージ)



- ※ 情報や検体のながれなど地域の実情をふまえ各都道府県に設置する協議会で協議の上決定する。
- ※ 医療機関からの検査受託の可能な場合には地衛研においても保険検査を実施する。
- ※ 当面の間、民間検査会社における検査実績は厚生労働省が会社から直接把握することとし、都道府県に対しては、従来からの地衛研における実績に加え、域内の大学・医療機関の実績について厚生労働省への報告を求める。